

関係者 各位

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入に係るパイロット運用において、タイ発給機関で発給されたe-COをNACCSで正しく受信でき、及びNACCSで受信したe-COを輸入申告等で適切に利用できることが確認でき、今後も安定的な運用が見込まれることから、予定どおり令和7年6月2日（月）から本格運用に移行します。

同日以降、輸入申告の際にはe-COのみを提出していただき、e-CO控えの提出は不要となります。

また、タイ発給機関では引き続きe-COのほか紙の原産地証明書の発給も行っており、日本での輸入申告でも利用可能です。

運用の詳細については、以下の税関ホームページ・原産地規則ポータルをご確認いただきますようお願いいたします。

（税関ホームページ）

○原産地証明書のデータ交換について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

- ・ 日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法（令和7年5月）
- ・ e-COご利用のポイント（令和7年5月）
- ・ NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務によるe-COのイメージ
- ・ e-COよくあるお問い合わせ（令和7年5月更新）

【問い合わせ先】

○原産地証明書のデータ交換について
（業務部原産地調査官）

電話：045-212-6174

○通関手続きについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150